

総会に提出することで合意した。この作業についてのドラフト文書作成のためのEC及びメキシコを議長とするEWGが設置され、わが国も参加を表明した。

③科学的評価手順の策定：動物用医薬品の評価手順の判断系図作成のための専門家グループの要請をFAO及びWHOに対して行うことが合意された。

④優先順位づけ：ADI/MRLが設定されていない動物用医薬品の評価の優先順位付けの基準として、消費者の保護、貿易上の懸念、動物の治療の必要性、農業経済への影響、データ及び/又は評価の入手（実現）可能性、を考慮すべきであるという点で同意した。

⑤データギャップの縮小：データギャップを埋めるためのコストと労力を分担するためにスポンサーの力を結集するための手続きを確立することについて考慮し、コーデックスメンバーは、IFAHに所属していない後発医薬品業界とも接触する努力をすべきという提案が合意された。

⑥輸出入品の評価方法：食用動物に使用すべきではない動物用医薬品の残留する輸出入品の評価に関する全世界的な手法をガイダンスとすること及び食品の貿易における公平な手法の実施のための透明性の増大を促進すべきという点で合意された。

議題10：CCRVDFで検討すべきリスク管理事項及びリスク管理の選択肢に関する討議資料

CCRVDFで検討すべき項目を以下の4分類とする合意が得られた。

①CCRVDFで直ちに実施する項目として、B-1（EDIコンセプトの使用）、C-1（ADIの100%の使用）、E-2（スターターカルチャー）、E-7（MRLへのリスクマネージメントの提案の反映）を選定することが合意された。

②将来的に実施する項目として、B-2（リスク評価結果

のMRLへの表現（基準設定組織の追加）、B-4（科学的評価（評価の判断系図等）の検討）、B-5の一部（異なる種間のリスク評価の外挿に関するリスク評価方針の確立）、C-3（注射部位の残留）を選定することが合意された。

③これ以上の作業が必要のない項目として、A（毒性学的懸念のある物質）、B-5の一部（残留動物用医薬品の毒性学的閾値に関する手法）、C-2（ADIの数値の丸め処理）、C-4（適正農業規範の定義）、D-1（リスク管理の選択肢）、D-2（ALARA（達成可能な低い値））、E-1（休薬期間の計算法）、E-3（データの保護）、E-6（動物用医薬品の毒性学的な閾値のうちCX/RVDF07/17/13のpara.83（Priority List）と関連する部分）を選定することが合意された。

④次回のCCRVDFまでに明確にすることが必要な項目としては、B-3（地域による摂取係数の使用）、E-5の一部（古い医薬品に関する取扱い）、E-6（動物用医薬品の毒性学的な閾値のうちCX/RVDF07/17/13のpara.85（default limit）と関連する部分）を選定することが合意された。

コーデックス事務局から今後の作業に関する示唆と情報を求めるCL(Circular letter)を回付することで合意した。このCLの応答として提出される情報のレビュー、新規作業のプロジェクト文書の作成等を行うフランスを議長とするEWGが設置され、わが国も参加を表明した。

議題11：その他の事項及び今後の作業

このことについて特に提案はなされなかった。

議題12：次回会合の日程及び開催地

第18回CCRVDFは、2009年にブラジルにおいて開催予定とされた。

議題13：報告書の採択

報告書案を修正し、採択した。